

ID: 197

担当部署: 上下水道課

処分の概要	排水設備等の工事の検査及び検査済証の交付		
例 規 名 根 拠 条 項	柴田町下水道条例 第7条		
例 規 番 号	平成10年条例第35号		
【基準】			
第7条の規定による。 (排水設備等の工事の検査)			
第7条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、工事の完了した日から7日以内にその旨を町長に届け出て、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、下水道事業に従事する職員(以下「職員」という。)の検査を受けなければならない。			
2 前項の検査をする職員は、同項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していると認めたときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、下水道規程で定めるところにより、検査済証を交付するものとする。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日